

福山市商店街活力向上事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 本市は、市内の商店街の魅力の増進と賑わい創出を図り、本市商業の振興に資することを目的とし、商店街活性化に係る事業を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関して、福山市補助金交付規則（昭和41年規則第17号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 組合 市内の商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会をいう。
- (2) 準ずる任意団体 一定の地区（街区）内で集積・近接した商業事業者で構成され、来街者（消費者）を対象に、継続的に商業振興を目的とした事業を行う団体であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるものをいう。
- (3) 商店街 定款等で定める組合等の地区をいう。
- (4) 補助対象事業 補助の対象となる事業をいう。
- (5) 補助対象者 補助の対象となる者をいう。
- (6) ビジョン 持続可能な地域に根付いた商店街づくりに向けて、各組合及び準ずる任意団体が自ら策定するめざす姿や、具体的な取組が示されているものをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、次の事業とする。

- (1) 賑わい創出事業
- (2) おもてなし環境整備事業

(補助対象者等)

第4条 補助対象者等は別表1のとおりとする。

(補助金交付要件)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請事業者」という。）は、次の各号の要件を満たさなければならない。

- (1) 市税に滞納がないこと。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業を行うものでないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団又は同条第6号の暴力団員に該当しないものであること。

(4) 公序良俗に反しない事業であること。

（補助金交付の申請）

第6条 申請事業者は、「補助金交付申請書」に「事業計画書」、「収支予算書」、「誓約書」及び別表2に掲げる必要書類（以下「申請書等」という。）を添えて、別に市長が指定する期日までに、市長に提出しなければならない。

（審査）

第7条 第3条第2号に掲げる補助対象事業に係る申請事業者は、前条の規定による申請を行うとともに、別に市長が定めるところにより、事業内容のプレゼンテーションをしなければならない。

2 市長は、前項の規定によるプレゼンテーションがあった場合には、別表3に掲げる審査基準に基づいて事業内容を審査し、その結果を申請事業者へ通知する。ただし、当該申請事業者に対して、次条第1項の規定による補助金の交付決定を行う場合には、当該交付決定の通知と合わせて通知する。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、第6条の申請書等を受理した時は、その内容を審査し、適当と認めた場合は予算の範囲内で補助金の交付決定を行い、「補助金交付決定通知書」により、申請事業者にその旨を通知するものとする。

2 市長は、前項の補助金の交付決定を行う際に、補助金交付の申請までにあらかじめ示した条件に加えて補助金の交付の目的を達成するため必要な条件を付す場合には、事前に申請事業者の承諾を得て行うものとする。

（補助対象期間）

第9条 補助の対象とする期間は、前条の規定による補助金交付決定があった日の属する年度の末日までとする。

（事業計画の変更）

第10条 第8条の規定による補助金交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、申請書等に記載された事項を変更しようとするときは、あらかじめ「事業計画変更承認申請書」に「変更事業計画書」、「変更収支予算書」を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、事業内容の変更がなく、かつ補助対象経費を20パーセント以内で増減する場合は、この限りでない。

- 2 前項の承認を受けて、補助対象経費の減額が必要となった場合、市長は既に決定した補助金の額を減額することができる。
- 3 計画の変更により補助対象経費が増額となった場合、補助金の額は当初交付決定額を上限とする。
- 4 市長は、第1項の規定による事業計画の承認をしたときは、「補助金交付決定変更・取消通知書」によりその旨を補助事業者へ通知するものとする。

(事業の中止又は廃止)

- 第11条 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ「事業中止・廃止承認申請書」を市長に提出し、承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の規定により補助事業の中止又は廃止を承認したときは、「補助金交付決定変更・取消通知書」によりその旨を補助事業者へ通知するものとする。

(承継)

- 第12条 合併、譲渡、分割等の理由により補助事業を承継した場合、事業の承継者は遅滞なく市長に「承継届出書」を提出し、補助金の交付を受けるものとなることができる。

(事業報告等の提出)

- 第13条 補助事業者は、補助事業完了後1か月後の日又は第8条の補助金の交付決定があった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、「事業報告書」及び「収支決算書」を、次に掲げる必要書類を添えて、市長に提出するものとし、その提出に当たっては、市長は報告書類の内容について説明を求めることができる。

- (1) 領収書の写し
- (2) 事業内容や実施状況を確認できる記録等の資料（写真等）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定と交付)

- 第14条 市長は、前条の「事業報告書」を受領したときは、その内容を審査し、必要に応じて実地に調査し、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、「補助金交付額確定通知書」により、補助事業者へ通知するものとする。
- 2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、「請求書」により市長に請求しなければならない。
 - 3 市長は、前条の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(書類の様式)

第15条 この要綱に規定する書類の様式は、市長が別に定める様式による。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、2016年(平成28年)4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、2017年(平成29年)4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、2018年(平成30年)4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、2019年(平成31年)4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、2020年(令和2年)4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、2021年(令和3年)4月1日から施行する。
- 7 この要綱は、2022年(令和4年)4月1日から施行する。
- 8 この要綱は、2023年(令和5年)4月1日から施行する。

別表1 (第4条関係)

賑わい創出事業		
	【A】商店街主体事業	【B】民間事業者提案事業
補助対象者	次のいずれかに該当する者 (1) 組合 (2) 組合に準ずる任意団体	組合及び準ずる任意団体と連携し、 組合及び準ずる任意団体の抱える課題の 解決をめざし、活性化に繋がるアイデア を持つ民間事業者等
補助上限額	50万円 (補助率は補助対象経費の2分の1)	
補助対象 経費	継続的な賑わい創出につながる経費 ※事業費の30%以上が新規顧客獲得に向けた マーケティング・販売促進費であること	継続的な賑わい創出につながる経費
補助対象外 経費	(1) 人件費 (事業のために臨時的に雇用する者以外へ支給するもの。) (2) 飲食費 (3) 販売を目的とした仕入れに関わる商品及びその材料となる経費 (4) 実施主体の構成員に対する賃借料又は会場使用料, 謝礼, 会議費 (5) 電化製品の購入費 (6) 商店街の維持管理に係る経費 (施工工事, 修繕, 清掃等) (7) 送料, 振込手数料	

おもてなし環境整備事業		
補助対象者	次のいずれかに該当する者 (1) 組合 (2) 組合に準ずる任意団体	
補助上限額	200万円 (補助率は補助対象経費の3分の2)	
補助対象 経費	持続可能な地域に根付いた商店街づくりに向けて, 組合及び準ずる任意団体が 策定したビジョンの実現に必要な機能強化・環境整備に必要な経費	
補助対象外 経費	(1) 人件費 (事業のために臨時的に雇用する者以外へ支給するもの。) (2) 飲食費 (3) 販売を目的とした仕入れに関わる商品及びその材料となる経費 (4) 実施主体の構成員に対する賃借料又は会場使用料, 謝礼, 会議費 (5) 送料, 振込手数料	

備考 ※補助金の額に千円未満の端数が生じた場合, その端数金額は切り捨てるものとする。

※他の補助事業等において補助金が交付される場合は, 当該補助金の額を補助対象経費の額から控除する。

別表2（第6条関係）

賑わい創出事業	
【A】商店街主体事業	【B】民間事業者提案事業
(1) 構成員名簿 (2) 定款, 会則, 規約その他これらに類するもの (3) 見積書の写し (4) その他市長が必要と認める書類	(1) 構成員名簿 (2) 法人においては履歴事項全部証明書, 任意団体においては定款, 会則, 規約その他これらに類するものの写し (3) 見積書の写し (4) 事業実施合意報告書 (5) その他市長が必要と認める書類
おもてなし環境整備事業	
(1) 構成員名簿 (2) 定款, 会則, 規約その他これらに類するもの (3) 見積書の写し (4) 策定したビジョン (5) その他市長が必要と認める書類	

別表3（第7条関係）

1 審査基準

評価区分	
ビジョンとの整合性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画が作成されたビジョンと整合が図れているか ・「持続可能な地域に根付いた商店街づくり」に向け、「地域資源の磨き上げ」「地域・社会課題の解決」「社会貢献活動（SDGs・CSR等）」の推進を視野に入れているか ・根拠となるデータや意見等を収集・把握した上で、課題を明確に理解し反映しているか ・目標設定が明確で、その成果指標は定量的に把握可能なものであるか
事業内容・実行性	<ul style="list-style-type: none"> ・来街者への「おもてなし」の視点をもった事業内容となっているか ・来街者の増加や消費喚起, 回遊性の向上, 滞留時間の増加につながる仕掛け・工夫があるか ・事業内容は目的を達成するための手段・方法として妥当なものであるか ・実施体制や役割分担は妥当なものであるか, 技術力を有しているか
公益性・貢献性	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の団体等の利益に繋がるものではないか ・市民及び地域（学生, 団体, 施設等）と連携があり, それらに有益であるか ・新規顧客や観光客を呼び込むなど, 新たな交流（人的交流・経済交流など）に発展する可能性が期待できるか
継続性	<ul style="list-style-type: none"> ・一過性の取組ではなく, 継続的に取り組む事業であるか ・取組結果を振り返り, 次回への改善につなげる姿勢があるか ・自主財源の確保に向けた工夫や努力がみられ, 将来的に自立した事業展開が期待できるか
収支計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・収支計画が妥当か ・金額が妥当であるか

2 評価区分

採点	採点基準
5	特に優れている
4	優れている
3	普通・標準
2	劣る
1	著しく劣る